

(1) 金泉寺護持会会則

第1条 本会は、金泉寺護持会と称し事務局を金泉寺に置く。

第2条 本会は、菩提寺たる金泉寺の護持・維持管理に協力し会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため金泉寺の行事に協力し、事業の充実に努める。

第4条 本会は、金泉寺住職及び壇信徒並びにその他篤信賛助者をもって組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。役員は、会費の徴収及び護持会活動等の会務を分掌する。
(原則として総代がその任に当たる。)

会 長	1名
副 会 長	2名
会 計	2名
監 事	2名

② 会長は、会を代表し会務を総括する。

③ 副会長は、会の庶務を行い、会長事故あるときは職務を代行する。

④ 会計は、会の出納事務を行う。

⑤ 監事は、会の会計を監査する。

第6条 役員は、総会においてこれを選任する。

② 役員任期は、総代任期とする。但し、再任を妨げない。

③ 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 本会の議決機関は総会とし、原則として毎年1回、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

② 総会では、事業報告及び収支決算、並びに事業計画及び収支予算を報告する。

③ 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集する。

第8条 本会の経費は、会費、篤志寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

② 本会の会費は、年額とする。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条 本会の会則の改廃は、役員会に諮り、総会で決める。

第11条 本会の運営及び事業の実施については、役員会において協議し、必要があれば細則を設けることができる。

付則 本会則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 金泉寺護持会細則

第1条 本会の会費は、5,000円とし、年1回これを徴収する。但し、金泉寺墓地購入者で未納骨の場合は徴収をしない。

第2条 本会費は、金泉寺の本山費、寺の維持・管理費、及び必要な費用の支弁にあてる。

付則 本細則は、平成25年4月1日から施行する。